

## ○一関工業高等専門学校教学 IR 室規則

(令和5年2月8日制定)

### (設置)

第1条 一関工業高等専門学校（以下「本校」という。）に一関工業高等専門学校教学 IR 室（以下「教学 IR 室」という。）を置く。

### (定義)

第2条 この規則において、IR (Institutional Research) とは、本校の意思決定や改善活動の支援に資する調査活動全般を指し、学修者本位の教育を実践するために必要となる学修成果の可視化及び外部評価に必要なデータ収集を含む。

2 IR データとは、収集した教学に関する情報で、個人情報等を削除していない電子データをいう。

### (目的)

第3条 教学 IR 室は、本校における IR を用いた教学マネジメントを推進することを目的とする。

### (組織)

第4条 教学 IR 室は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 点検評価委員会委員長
- 三 専攻科長
- 四 進路指導室長
- 五 点検評価委員会評価対応部会副部会長
- 六 室長が指名する教務主事補
- 七 室長が指名する学生課職員

2 教学 IR 室に室長を置き、教務主事をもって充てる。

3 欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 室長に事故あるときは、室長の指名した室員がその職務を代行する。

### (任務)

第5条 校長の指示を受け、教学 IR 室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 入試データを用いた分析に関すること
- 二 教務データを用いた分析に関すること

- 三 その他学生情報等を用いた分析に関すること
- 2 分析結果は、公開内容を十分精査した上で学内で情報共有する。

( I R データの収集)

第 6 条 教学 I R 室は、前条に定める任務に資するため、次の I R データを収集する。

- 一 入試に関するデータ
  - 二 教務に関するデータ
  - 三 進路に関するデータ
  - 四 その他学生情報等に関するデータ
- 2 室長は、第 5 条第 1 項各号に掲げる業務に必要な I R データの提出を、すべての学内組織に依頼することができる。

( I R データの取り扱い)

第 7 条 収集した I R データは、第 5 条に掲げる業務以外に用いてはならない。

- 2 I R データの取扱いは、一関工業高等専門学校情報セキュリティ教職員規則の定めるところによる。
- 3 個人情報の取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則の定めるところによる。

(事務)

第 8 条 教学 I R 室の事務は、学生課が行う。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、教学 I R 室の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和 5 年 2 月 8 日規則第 1 4 号)  
この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。